

平成 29 年 5 月 9 日

文化審議会著作権分科会ペーパーの考え方について

投資等ワーキング・グループ
座長 原 英史

本年 4 月 26 日の文化審議会著作権分科会で示された「教育の情報化の推進のための権利制限規定の見直しに関する規制改革推進会議の意見について」（以下「分科会ペーパー」という。）に関し、下記の各点について、文部科学省としての見解を示されたい。

<前提>

- 平成 27 年 4 月から、高等学校では学校教育法施行規則第 88 条の 2 に基づく「同時双方向型の遠隔授業」が認められた。「同時双方向型の遠隔授業」とは、「インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式」¹を指す。配信側の教員と受信側の生徒・教員（受信側の教員は教科の免許保有者であるかを問わない。）とをつなぐ方式であり、その実施にあたっては、対面の教室と同様の授業環境を確保する観点で、「同時に授業を受ける生徒数は原則として 40 人以下」などの留意事項が定められている²。

- 著作権法では、ICT を活用した教育に関して、以下の規定がおかれている。これは、中高などで従来から認められている、いわゆる「遠隔合同授業」（遠隔会議システムなどを利用して、離れた学校の学級同士をつないで行う授業³。いずれの教室にも教員と生徒がいることが前提とされる。）を念頭においた規定であり、教材の利用や音楽の演奏などに際し、対面の教室と同様、著作権者の許諾は不要とされている。

著作権法第 35 条第 2 項 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 文化審議会著作権分科会及び法制・基本問題小委員会では、ICT 活用教育に対応した

1 「高等学校における遠隔教育の在り方について（報告）」（平成 26 年 12 月 8 日、高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成 27 年文科初第 289 号）

3 「遠隔学習導入ガイドブック 2016」（平成 27 年度文部科学省委託により作成）

著作物利用の円滑化について検討が行われてきた。課題のひとつとして、オンデマンド型の遠隔授業などでの著作物利用（現行法上は著作権者の許諾が必要とされる）の扱いが検討され、「異時公衆送信」（分科会報告書案の用語では「オンデマンド型の公衆送信を始め現行法第35条第2項の対象とはなっていない方法による著作物の公衆送信」⁴）について、著作権者の許諾は不要とし、補償金の対象とすることが妥当との結論が得られたと承知している。

1、当会議意見書の対象について

当会議では、高等学校で平成27年から認められた「同時双方向型の遠隔授業」における著作権の扱いについて検討を行ってきた。「同時双方向型の遠隔授業」と「遠隔合同授業」の違いは、配信側に生徒がいるか否かである。この違いによって著作権法上の扱いに差異を設ける理由があるのか、文化庁に伺ってきたが、合理的に納得のいく回答は示されなかった。このため、当会議が平成29年4月25日に公表した「遠隔教育の推進に関する意見」（以下「当会議意見書」という。）では、「同時双方向型の遠隔授業」について、「遠隔合同授業」⁵と同じ扱いとし、「著作権者の許諾を不要（補償も不要）」とすべきことを指摘した。

これに対し、分科会ペーパーでは、当会議意見書の対象について、「一方に教員のみがおり児童生徒等がいらないいわゆるスタジオ型のリアルタイム配信授業」（「スタジオ型リアルタイム配信授業」）と整理し⁶、これを対象に「著作権者の許諾を不要（補償も不要）」とすべきと指摘したものと記載されている。

ここでいう「スタジオ型リアルタイム配信授業」は、上記文面上、

- ・「リアルタイムでの授業配信」を行い、「質疑応答等の双方向のやりとり」は伴わない授業（以下では「同時一方向型の遠隔授業」と呼ぶ。こうした方式は一定の要件下で大学では可能である⁷。）が主に念頭におかれたもの、
- ・あるいは、少なくとも、「質疑応答等の双方向のやりとり」の有無を問わず、「同時一方向型の遠隔授業」を含むもの、

と考えられる。したがって、いずれにしても、分科会ペーパーの整理は、事実と反する。

まず、なぜこのような不正確な整理を行っているのかを伺いたい。

（再掲）「同時双方向型の遠隔授業」： 「インターネット等のメディアを利用して、リア

⁴ 「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 報告書（案）」（平成29年4月21日）

⁵ 当会議意見書では「合同授業」と記載しているが、同義。

⁶ 分科会ペーパーでは、「同時双方向型の遠隔授業」について、「本資料にいう『スタジオ型リアルタイム配信授業』がこれに対応すると考えられる」と記載。

⁷ 「大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等について定める件」（平成13年文部科学省告示第51号）

リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式」⁸

2、「同時双方向型の遠隔授業」と「遠隔合同授業」の比較

分科会ペーパーでは、「スタジオ型リアルタイム配信授業」と「遠隔合同授業」（分科会ペーパー上は「同時授業」と称されているが、同義。）とを比較し、「著作物が利用される頻度や総量」ひいては「権利者に及ぼす不利益の度合い」に差異があること等を理由として、著作権に係る取扱い（補償の有無）に差異を設けることが適当としている。

しかし、当会議意見書では、前述のとおり、「スタジオ型リアルタイム配信授業」ではなく「同時双方向型の遠隔授業」を対象に意見を述べている。そこで、以下では、分科会ペーパーを参考にしつつ、「同時双方向型の遠隔授業」と「遠隔合同授業」の比較を行う。以下各点について、見解を伺いたい。

(1) 個々の授業において「著作物が利用される頻度や総量」

分科会ペーパーでは、「遠隔合同授業」について、「時間的・場所的制約のため著作物が利用される頻度や総量が比較的限定的」であることが指摘され、この点で、「スタジオ型リアルタイム配信授業」との差異があると考えられているようである。

しかし、これは「同時双方向型の遠隔授業」との比較にはあてはまらないと考えられる。なぜならば、「双方向」か「一方向」かには、重大な差異がある。「一方向」の場合は、受信側の生徒の数に制約がなくなるため、分科会ペーパーでも指摘されるように「著作物の利用される頻度や総量が大きくなる」ことが想定されうる。

他方、「同時双方向型の遠隔授業」では、通常の教室における対面授業と同様、教員と生徒が双方向にやりとりをしながら授業が行われる。その効果的な実施を確保するため、文科省通知により、通常の教室における対面授業と同様、「同時に授業を受ける生徒数は原則として40人以下」と定められている。

したがって、文科省通知を遵守して「同時双方向型の遠隔授業」がなされている限り、個々の授業において「著作物の利用される頻度や総量」に関して、対面授業および「遠隔合同授業」と差異は生じないと考える。

なお、この点につき、分科会ペーパーにおいては、「スタジオ型リアルタイム配信授業」につき「個々の授業に係る著作物利用に着目した場合には両者において権利者に及ぶ不利益に大きな差がないとの評価もできるかもしれない」との記載がある。しかし、当会議意見書で対象としている「同時双方向型の遠隔授業」に関しては、以上のとおり、「大きな差がない」ととどまらず、何ら差異は生じないと考える。

⁸ 「高等学校における遠隔教育の在り方について（報告）」（平成26年12月8日、高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）

(2) 授業実施の容易性に伴う著作物利用の総量

分科会ペーパーでは、スタジオ型リアルタイム配信授業について、個々の授業では「大きな差がないとの評価もできるかもしれないが」としつつ、遠隔合同授業と比べ「より容易に授業を実施することが可能」であることを理由に、「社会全体として利用される著作物の総量」ひいては「総体として権利者に与える不利益」が大きくなると指摘している。

たしかに、「同時一方向型の遠隔授業」を念頭におけば、分科会ペーパーで指摘されるとおり、「複数の学校、クラスにおいて同じ内容の授業を同じ日時に行う必要」がある「遠隔合同授業」と比べ、「より容易に授業を実施」できる可能性も考えられる。しかし、当会議意見書の対象とする「同時双方向型の遠隔授業」では、授業を行う教員と教室にいる教員および40人以下の生徒をつないで個々の授業を設定する必要があるから、複数の学級をつなぐ「遠隔合同授業」と比べ、授業実施の容易性に差異はない。

なお、付け加えれば、このように、授業実施の容易性に着目して著作権の扱いを定める考え方を前提とすれば、今後、遠隔教育の実施の容易性を高めるほど、より著作権による制約を強めるべきという結論につながることも考えられる。文部科学省として、教育の質の向上、地域の制約を超えた子供たちへの機会提供、教員の負担軽減等の観点から、遠隔教育の推進は図られる方針と認識しているが、こうした考え方が果たして整合的なのか、文部科学省全体としても再考すべきでないかと考える。

さらに、個々の授業における著作物利用でなく、授業の総回数に着目しているとするれば、個々の授業での著作物利用に関しては対面授業、「遠隔合同授業」、「同時双方向型の遠隔授業」で何ら差異がない中で、最も授業の回数が多い対面授業は補償金請求権の対象とせず、「同時双方向型の遠隔授業」は対象とする理由も不明である。

(3) 「教育現場の混乱」

分科会ペーパーでは、本来、「遠隔合同授業」と「同時双方向型の遠隔授業」の両方とも補償金対象にする必要性が認められるとしつつ、前者は、現在無償で認められており「教育現場の混乱を招きかねない」ため、引き続き無償にすべきとの記載もされている。

しかし、以上(1)(2)より、著作権利用の頻度・総量、権利者に与える不利益の度合いにおいて差異がない中で、現行制度を前提とした「教育現場の混乱」だけを根拠として、「遠隔合同授業」と「同時双方向型の遠隔授業」で異なる取扱いをすることは合理的とは考えられない。

以上より、分科会ペーパーを踏まえても、やはり、「同時双方向型の遠隔授業」について、「遠隔合同授業」と異なる扱いとする合理性はなく、同様に扱うべきと考える。

3、その他

(1) 学校教育法上の解禁と著作権法上の扱いについて

本論とは外れるが、分科会ペーパーには、当会議が、

- ・著作権の取扱いが、すべて「規制法の見直しと当然に連動」すべきと主張し、
- ・「異時公衆送信のみならず教材の共有や MOOC に至るまで、学校が学校教育法上行うことが認められるあらゆる著作物利用行為を権利制限によって実現すべき」との結論につながる指摘をしている、

かのごとき記載もある。

当会議では、すでに述べているとおり、「同時双方向型の遠隔授業」を解禁しながら、なぜ著作権法上「遠隔合同授業」と同じ扱いにしていないのかを問題にしている。これを超えて、上記のような、飛躍した異常な主張をした事実はない。

(2) 異時公衆送信に係る補償金の設定について

以上のとおり、不正確な整理が行われていることからみて、文化審議会著作権分科会では、「当会議が、文化審議会著作権分科会及び法制・基本問題小委員会において検討されてきた、補償金の設定について異を唱えている」との誤解が生じているのではないかと懸念している。

当会議の意見についてはすでに説明してきたとおりであり、オンデマンド型の遠隔授業を対象に補償金を設定することについて、何ら異を唱えたことはない。また、「同時一方型の遠隔授業」についても、これまで小委員会でも明示的に検討されてきたのかは別として、当会議の意見の射程外である。

4、関連する質問事項

以上と関連する質問事項を別紙に記載するので、これについても回答いただきたい。

<別紙>関連する質問事項

1、「スタジオ型リアルタイム配信授業」について

- ・分科会ペーパーでは、「同時授業」と「スタジオ型リアルタイム配信授業」を対比し、「同時」と「リアルタイム」という言葉を使い分けている。しかし、平成 26 年 12 月「高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議」報告書における「同時双方向型」の定義をみる限り、「同時」と「リアルタイム」は同じ意味と考えられる。仮に同じ意味であれば、無用に言葉を使い分けて議論を混乱させるべきでないが、「同時」と「リアルタイム」は同じ意味か。
- ・「同時双方向型の遠隔授業」では、配信側教員が授業を行う場所は、「学校の教室、スタジオ等が含まれる」と定められている（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成 27 年文科初第 289 号）。以下「文科省通知」。）。実際上も、教員が学校の教室を用いて授業を行っていることが多いと認識している。したがって、「同時双方向型の遠隔授業」を「スタジオ型」と称することは不適切であり、あわせて指摘しておく。

2、「遠隔合同授業」の扱いについて

- ・分科会ペーパーでは、「遠隔合同授業」及び「スタジオ型リアルタイム型配信授業」のいずれの公衆送信についても、「権利者に及ぼす不利益は軽微とは言い難く、原則として補償の必要性が認められる」としている。それにもかかわらず、35 条 2 項が措置（無許諾・無償）され、「遠隔合同授業」において無償で著作物の利用ができるようにした理由はなにか。仮にその理由に、「遠隔合同授業」がもたらす教育政策上の効果が含まれるのであれば、その理由は「同時双方向型の遠隔授業」についても、あてはまると考えてよいか。

遠隔教育と著作権

	1	2	3	4	5
	対面の教室	「同時双方向型の遠隔授業」	「遠隔合同授業」	同時一方向型の遠隔授業	オンデマンド型の遠隔授業
		高校で平成 27 年から解禁	小中高などで実施	大学では可能	大学で活用例多数
「同時」／「異時」	「同時」				「異時」
「双方向」／「一方向」	「双方向」			「一方向」	
個々の授業の生徒数	<小中高> 40人以下 <大学> 適当な人数	<高校> 40人以下	[40人以下] ×学級数	より多くの数の可能性	
著作権法上の扱い	許諾不要 補償金無し	?	許諾不要 補償金無し	許諾必要 ↓ 補償金設定へ	許諾必要 ↓ 補償金設定へ
(文化庁の整理)		「異時公衆送信」	「同時公衆送信」	「異時公衆送信」	「異時公衆送信」
(規制改革推進会議の意見書)		規制改革推進会議の意見書の対象			